

会議録署名委員の指名 鈴木委員

教 育 長	それでは議案に入る。 議案第 11 号と 12 号は、令和 7 年度人事異動に関する規則として関連があり、説明は共通するので、一括して説明し、まとめて質疑を受けた後に、一案件ずつ承認を受ける。
教育総務課長	このたびの一部改正は、令和 7 年度における教育委員会の組織、所掌事務及び職員の職に係る規定を整備するものである。 主な改正内容としては、新たに部長級参事である「事務局参事」を設置することに伴い、従来の「事務局参事」を「事務局に置かれる課等の参事」に改めるほか、「統括栄養士長」の職を設置するものである。 規則の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日を予定している。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 質問、意見なし
教 育 長	それでは、議案第 11 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認 次に、議案第 12 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 13 号上越市立学校体育施設開放に関する規則の一部改正について、説明を求める。
教育総務課長	このたびの一部改正は、管理員の配置及び学校体育施設開放運営委員会の設置について、この間、教育委員会が主体となって各学校と連携し、その役割を担っていることから、その他文言の整理を含め、実態に合わせて改正するものである。 規則の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日を予定している。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 質問、意見なし
教 育 長	それでは、議案第 13 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 14 号上越市学校給食運営委員会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るために設置しているものである。 このたびの解任は、小中学校の P T A 会長の交代に伴い、3 月 31 日付けで解任するものである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 質問、意見なし

教 育 長	<p>それでは、議案第 14 号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 15 号上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため設置するものである。</p> <p>このたび、任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するものであり、任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となる。</p>
教 育 長	<p>報告について意見、質問を求める。</p> <p>質問、意見なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 15 号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 16 号 上越市いじめ防止対策等専門委員会委員の解任及び委嘱について、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市いじめ防止対策等専門委員会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項及び 28 条第 1 項の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を実行的に行い、及び重大事態が発生した場合の調査を行うため設置するものである。</p> <p>このたびの解任は、年度末の異動に伴い、委員 1 人を令和 7 年 3 月 31 日付けで解任し、新たに委嘱するものである。</p>
教 育 長	<p>報告について意見、質問を求める。</p> <p>質問、意見なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 16 号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 17 号上越市社会教育委員の委嘱について、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>現在の社会教育委員が本年 3 月 31 日をもって任期満了を迎えることから、上越市社会教育委員条例第 2 条の規定に基づき、18 人に委嘱するものである。18 人のうち、1 人は公募による選出委員である。</p> <p>任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までである。</p>
教 育 長	<p>報告について意見、質問を求める。</p> <p>質問、意見なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 17 号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 18 号上越市立公民館運営審議会委員の委嘱について、説明を求める。</p>

教育総務課長	<p>上越市立公民館条例第 7 条の規定に基づき、上越市立公民館運営審議会委員の委嘱を行うものである。</p> <p>上越市立公民館運営審議会委員については、現在、社会教育委員と兼務としている。</p> <p>このため、先ほどご審査いただいた議案第 17 号の上越市社会教育委員の委嘱と同様、公民館運営審議会委員についても同じ委員を委嘱するものである。</p> <p>任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までである。</p>
教 育 長	<p>報告について意見、質問を求める。</p> <p>質問、意見なし</p> <p>それでは、議案第 18 号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 19 号 上越市青少年健全育成センター運営協議会委員の解任についてについて、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市青少年健全育成センターでは、センターの運営に関する事項を協議するため、条例で運営協議会を置くこととしている。</p> <p>このたびの解任は、3 月末をもって異動する 1 名の委員についてである。</p>
教 育 長	<p>報告について意見、質問を求める。</p> <p>質問、意見なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 19 号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 20 号上越市スポーツ推進審議会委員の任命について、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>上越市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第 31 条により市のスポーツ推進策に関する調査・審議を行い、多様化するニーズに対応したスポーツ活動につなげることを目的として設置しているものである。</p> <p>委員の選出に当たっては、上越市スポーツ推進審議会条例第 3 条及び第 4 条の規定により、スポーツに関する学識経験のある者、関係行政機関の職員、スポーツを実践しその活動に顕著な実績が認められる者、スポーツ団体の代表者、その他教育委員会が必要と認める者を委員に任命するものである。</p> <p>なお、このたび任命は、任期満了に伴うものであり、任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間である。</p>
教 育 長	<p>報告について意見、質問を求める。</p> <p>質問、意見なし</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 20 号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>議案第 21 号上越市教育委員会事務局職員の人事異動について、説明を求める。</p>
教育総務課長	<p>このたびの人事異動は、市全体の方針として、職員が専門性を高め、やる気と働きがいを持って仕事に取り組むことができるよう、個々の職員の希望や適性等を</p>

総合的に勘案し、また、第7次総合計画に基づく取組を着実に推進するため、関係部課の機能強化に向けた人員配置を行ったものである。

教 育 長 報告について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第21号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第22号学校運営協議会を置く学校の指定及び指定の解除について、説明を求める。

教育総務課長 令和7年4月1日に諏訪小学校を廃止するとともに、里公小学校、上杉小学校及び美守小学校を廃止し、三和小学校を新設することから、上越市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、廃校となる4校について学校運営協議会を置く学校の指定から解除するとともに、新たに三和小学校を学校運営協議会を置く学校に指定するものである。

教 育 長 報告について意見、質問を求める。

意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第22号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言 午後2時45分

令和7年4月30日

上越市教育委員会

教育長 早川 義裕

会議録署名委員 鈴木 博美